



今回は、4 月から診療報酬改訂に伴い、食事・栄養に関する改定の 1 部の概要をお知らせしたいと思います。

## 1. 入院時の経腸栄養製品（濃厚流動食）の使用に係わる給付の見直し

薬価栄養剤を使用した場合の給付額の均衡を図るため濃厚流動食のみを使用して栄養管理を行っている場合の入院時食事療養費等の額を減額し、特別加算対象から除外する。

現行	改正案
<p>入院時食事療養費 (1 食につき) 640 円</p> <p>注 1) (略)入院している患者について当該食事療養を行ったときに、1 日 3 食を限度として算定</p> <p>注 2) 別に特別食を提供したときは、1 食につき 76 円を、1 日 3 食を限度として加算する。</p>	<p>1. 入院時食事療養( ) (1 食につき) (1)(2)以外の食事療養を行う場合 640 円 (2)流動食のみを提供する場合 575 円(新)</p> <p>注 1 (1)については、食事療養を行う保険医療機関に入院している患者について、当該食事療養を行ったときに、1 日 3 食を限度として算定。</p> <p>注 2(2)は(略)当該食事療養として流動食のみを経管栄養法により提供したときに、1 日につき 3 食を限度として算定する。</p> <p>「流動食のみを経管栄養法により提供したとき」とは、当該食事療養又は当該食事の提供たる療養として食事の大半を経管栄養法による流動食(市販されているものに限る)により提供した場合を指すものであり、栄養管理が概ね経管栄養法による流動食によって行われている患者に対し、流動食とは別に又は流動食と混合して、少量の食品又は飲料を提供した場合を含むものである。</p> <p>注 3) 別に特別食を提供したときは 1 食につき 76 円を、1 日 3 食を限度として加算する。ただし、(2)を算定する患者については算定しない。</p>

次回の学習会は 06 月 08 日 第 2 水曜日 17:30~ です。

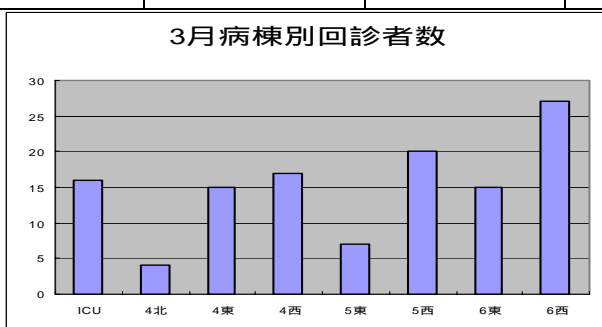
テーマ「NST 入力方法」です。 講師：看護師 河合さんです。

どなたでも参加できるオープン形式ですので、お気軽にお越しください。



03 月分の実績です。

	TPN(延べ人数)	EN(延べ人数)	PEG 造設数	新規介入数	延べ回診者数
03 月	197	180	0	20	121



NST の介入患者さんは週 1 回の体重測定、SGA 評価の実施を宜しくお願いします。  
 TPN・・・中心静脈栄養（高カロリー輸液）  
 EN・・・経腸栄養（経鼻・胃ろう等からの経管栄養）  
 文責：NST 専従 管理栄養士 飛鳥田 智子